

コメントの概要及びそれに対する金融庁・審査会の考え方

コメントの概要	考え方
総論	
制度の導入スケジュールが短すぎるのではないか。外国当局との依拠が可能になるには時間が必要ではないか。	外国監査法人等に対する届出制度については、昨年4月1日に施行された改正公認会計士法において規定されているものです。なお、外国当局への依拠については、諸外国の動向等を鑑みつつ、外国当局と協議しながら適切に対応を進めていく予定です。
相互依拠の考え方に基づき、金融庁・審査会が外国監査法人等に対し個別に検査等を行う必要は無いのではないか。	相手国の監査制度や監査監督体制について同等性が認められ、情報交換等に係る取極め等により十分な協力が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、原則として当該国当局に依拠することとし、当該国の監査法人等に対して直接検査等は行わない方針です。相互依拠を原則とすることを明確にするため、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を修正し、相互依拠については冒頭に記載することとします。 なお、相互依拠によることができない場合には、自ら検査等を行うものとしています。
1. 報告徴収	
報告徴収する情報の内容に関して、上場会社を監査する外国監査法人等とそれ以外の外国監査法人等を区別する理由如何。	上場有価証券については、多数の投資者が参加する取引所金融商品市場を通じて取引が行われているなど、投資者に対する影響の大きさを考慮し、当該有価証券の発行者の監査業務を行う外国監査法人等については、より詳細な実態を把握する必要があると考えています。
業務報告書や監査概要書など日本の監査法人に対して提出を求めている情報と同じ内容のものを、外国監査法人等に対して求めるべきではない。	外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理の状況を把握するために最低限必要と考えている情報を定期的に求めるものです。 具体的な項目等については、今後、提示する報告徴収・検査に関する基本指針案において示したいと考えています。
外国監査法人等に対して提出を求める情報は、外国監査法人等及びその被監査会社についての基礎的な情報に限定るべき。詳細な情報については、外国監査法人等が所属する国の当局から入手できると考える。	また、法律上の要請など各国における事情がある場合については、個別に検討の上、対応することとしたいと考えています。

<p>外国監査法人等に対して提出を求める情報は、EU 法定監査指令に基づく透明性報告書の内容を超えないものであることを強く要請する。</p>	
<p>相互承認の考え方からは、外国監査法人等に対して提出を求める情報は、外国監査法人等が母国当局への登録の過程で作成した情報で十分である。</p>	
<p>外国監査法人等に対して提出を求める情報は、公開情報に限るべきである。金融庁・審査会は、検査を実施するか否かを決定する際、公開情報を用いなければならぬと考える。したがって、法律の抵触により情報を提出できない場合、検査対象先として選定されやすいと考えられる。</p>	
<p>外国監査法人等に対して提出を求める情報は、届出書及び添付書類の情報の更新又はその実質的変化であるべきと考える。</p>	
<p>届出書及び添付書類の提出時と同様に、報告徴収において柔軟な対応を行うことを歓迎する。</p>	
<p>行政機関等による検査・レビュー結果については、外国監査法人等の所属する国の機関によるものに限られ、それ以外の国の機関によるものは含まれないと考えてよいか。</p>	<p>外国監査法人等の所属する国の行政機関等による検査・レビューに関する情報の提出を求めたいと考えています。</p> <p>なお、国によっては法律上の要請により制限される場合があることも理解しており、提出できない理由の説明方法等については、今後、提示する報告徴収・検査に関する基本指針案において明確にしたいと思います。</p>
<p>行政機関等による検査・レビュー結果については、外国監査法人等の母国当局から直接入手可能であり、外国監査法人等に提出を求めるべきではない。</p>	
<p>国によっては、行政機関等による検査・レビュー結果について守秘義務が課せられており、他国と共有できるかについてかなり疑問があり、制限される場合があると考える。</p>	
<p>内部規程や手続、あるいは品質管理は、ISQC1 に示された有効な品質管理システムの原則に基づいて設計されている。したが</p>	<p>外国監査法人等における内部規程等は ISQC1 に基づいて設計されていると考えていますが、各国にもそれぞれの法制度等があり、</p>

<p>って、金融庁・審査会が、外国監査法人等の内部の品質管理システムに関するそのような詳細な情報の提出を求める必要はないと考える。</p>	<p>監査法人等はこれらを踏まえた上で、当該監査法人等の業務に必要な規程の整備や運用を行っているものと認識しています。</p> <p>従って、当該法制度等に沿って外国監査法人等のシステムが適切に整備されかつ有効に運営されているかを把握するため、品質管理のシステムに関連する規程等の最低限必要な情報の提出を求ることとしたものです。</p>
<p>守秘義務やデータ保護に関する法律の抵触により、情報を提出できない場合があることを考慮していただきたい。</p>	<p>法律上の要請により提出できない場合の理由の説明方法については、今後、提示する報告徴収・検査に関する基本指針案において明確にしたいと思います。</p>
<p>報告徴収に応じない場合における「合理的な理由」には何が含まれるのか、またどのような要因が考慮されるのかについての指針を示していただきたい。少なくとも、外国監査法人等の所在する国における法律の抵触による制限は、含まれるべきである。</p>	
<p>外国監査法人等に関する内閣府令第5条第2項を適用し、外国監査法人等の所在する国の法令による障害がある場合には、特定の情報の提出が免除されるべきと考える。</p>	
<p>英語による情報の提出を希望する。</p> <p>外国監査法人等の母国語又は英語による情報の提出を希望する。</p>	<p>報告徴収は日本の法令に基づき行うものであり、原則として日本語によることとなります、外国監査法人等の負担軽減や検査の効率化の観点から、英語による提出についても検討したいと考えています。</p>
<p>提出の時期や、提出の様式など、情報提出の手続に関する指針を示していただきたい。</p>	<p>報告徴収に係る手続等は、今後、提示する報告徴収・検査に関する基本指針案において明示することしたいと考えています。</p>
<p>情報の提出は、年に1度か、合理的な期間内（例えば30日）に行うこととする、としていただきたい。</p>	
<p>審査会は、必要かつ適當と認める場合には、外国監査法人等から、情報の「任意の提出」を求めることがあるが、これはどのような意味か。3年に1度以上、情報の更新を求めるとの趣旨か。</p>	<p>審査会として、個別の事情により必要と認める場合に、強制ではなく任意に提出を求めることがある旨を定めたものです。</p>

2. 検査対象先の選定等	
監査事務所の品質管理を評価する基準には、ISQC1 を使うべき。	外国監査法人等における内部規程等は ISQC1 に基づいて設計されていると考えていますが、各国にもそれぞれの法制度等があり、監査法人等はこれらを踏まえた上で、当該監査法人等の業務に必要な規程の整備や運用を行っているものと認識しています。 従って、外国監査法人等が準拠した法令諸基準により評価することとなります。
どのような場合に検査を実施するのか、予想されるタイミング、どのような場合が「虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合」に該当するのかについて、更なる指針を示していただきたい。 また、虚偽又は不当の証明について決定する場合は、適切なデュープロセスを有する枠組みを通じて発見されることを明確にしていただきたい。	検査先の選定については、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているかを、報告微収により入手した情報や公表情報、報道等の外部情報等を客観的、総合的に分析し、検査実施の必要性を判断するものと考えています。 なお、法律上の要請など各国における事情がある場合については、個別に検討の上、対応することとしたいたと考えています。
検査対象先の選定において、発行体の数や規模を考慮するなど、リスク・ベース・アプローチを導入すべきである。	
日本の投資家・市場に対するリスク要因に基づき、検査対象先を選定し、検査サイクルを決定すべきである。	
提出された情報を分析するために用いられる要因を明確にしていただきたい。	
検査対象先の選定において、金融庁・審査会の有する質問やコメントに対応するために、正式な検査に代わり、外国監査法人等から追加的情報を提出する機会はあるのか。	
合理的な理由により情報を提出できない場合に、それ自体で検査対象先として選定すべきではない。	
金融庁・審査会は、検査を実施するか否かを決定する際、公開情報を用いなければならぬと考える。	
国によっては、法の抵触や主権の問題により、検査又は共同検査の実施が制限され	法律上の要請など各国における事情がある場合については、外国当局とも十分に協議を

ことがある。	行いつつ、個別に検討の上、対応することとしたいと考えています。
外国監査法人等の品質管理が有効に行われていることを確かめるための方法は、検査の実施以外にも、外国監査法人等の母国当局と協力する等の方法がある。金融庁・審査会は、最も有効かつ効率的な方法を用いるべきである。	
3. 外国当局への依拠	
検査の重複や法令遵守費用の最小化、検査の実効性の確保、法の抵触の回避等の観点からも、外国当局との相互依拠を行うとするアプローチを支持する。	外国監査法人等に対する検査・監督に当たっては、実効性・効率性を確保する観点からも、可能な限り相互依拠に基づくことを前提として実施していくこととしたいと考えています。
国によっては、国内法上、金融庁・審査会が、監査法人から直接情報を入手できる規定がなく、外国当局経由でしか情報を入手できない場合がある。	国内法上の要請など各国固有の事情がある場合は、個別国毎に検討の上、対応することとしたいと考えています。
同等性の評価に当たっては、各国の文化的な環境や法的慣習の違いを認め、違いがあることを理由に同等でないと判断するのではなく、全ての基準を総合的に勘案して判断して頂きたい。	貴見のとおり、同等性については、制度が異なることを以て直ちに同等でないと判断するのではなく、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う方針です。なお、評価に当たっては、形式的な要件にとどまらず、実効性についても十分に配慮した上で、国毎に個別に検討していきたいと考えています。
②、③の「十分な協力」と「相互主義」の違いは何か。「十分な協力」は必ず相互主義が確保されていることを意味するものなのかな。 そうであれば、現地の法的制限のため相互主義を満たせない特定分野については、外国当局の意向と努力によって、よく補完すべく考慮されたい。 他分野での協力によって、法制度特有の特殊性が克服されうる場合には、外国当局への依拠を行うべき。	ここでの「相互主義」とは、情報交換等に係る取組め等により外国当局から必要な情報が得られ(十分な協力)、その情報交換が互恵主義の観点から相互に行われることを意味しています。この趣旨を明確にするため、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」の文言を修正することとします。 なお、国内法上の要請など各国固有の事情がある場合は、個別国毎に検討の上、対応することとしたいと考えています。
同等性はプリンシップベースで評価されるべきであり、当局毎に制度の違いがあるとしても、(1) 専門性と能力、(2) 監査の専門家からの独立性、(3) 監督の仕	貴見のとおり、同等性については、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して、プリンシップベースで評価を行う方針です。なお、評価に当たっては、形式的な要

<p>組み及びルール策定作業における透明性、 (4) 適切かつ安定的な資金調達を含む、 主要なプリンシップが満たされている場 合、同等とみなされるべき。</p>	<p>件にとどまらず、実効性についても十分に配 慮した上で、国毎に個別に検討していきたい と考えています。</p>
<p>監査制度や監査監督体制の同等性評価 にあたっては、各国の状況を十分に把握し た上で行うべき。</p>	<p>貴見のとおり、同等性については、各国の 制度や体制等の理解を深めた上で、総合的な 評価を行っていく予定です。</p>
<p>透明性を高めるためにも、同等性評価が どのように決定されるのか、評価基準を説 明することは有意義と考えられる。</p>	<p>同等性については、各国の監査制度や監査 人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う 方針です。評価基準についてはプリンシップ ベースとし、別途公表を行う予定です。</p>
<p>同等性の全部又は一部が満たされない 場合、依拠の程度を減らすよう検討するの か。この場合、何らかの追加的手続きや方 針を策定する予定か。</p>	<p>外国当局への相互依拠は、各国との情報交 換の取極めや同等性の評価の実施状況等を勘 案した上で行いたいと考えています。なお、 同等性については、各国の監査制度や監査人 監督体制等を総合的に勘案して評価を行う方 針であり、評価に当たっては、形式的な要件 にとどまらず、実効性についても十分に配慮 した上で、国毎に個別に検討していきたいと 考えています。</p>
<p>同等性の評価基準について、適切かつ必 要であれば、外国当局が日本当局の要求に 制度を適合しうる機会を与えるためにも、 基準を公表するか、少なくとも国際会議の 場等において議論するようにして頂きたい。</p>	<p>同等性については、各国の監査制度や監査 人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う 方針です。評価基準についてはプリンシップ ベースとし、別途公表を行う予定です。 なお、評価に当たっては、形式的な要件に とどまらず、実効性についても十分に配慮し た上で、国毎に個別に検討していきたいと 考えています。</p>
<p>評価プロセスが終わるときには、同等と みなされる外国当局のリストが公表され ることを期待。その場合、不要な業務負担 を避けるためにも、外国監査法人等が対象 となる書類を要求される前に、十分な時間 的余裕をもって公表して頂きたい。</p>	<p>同等性評価の結果については、関係する外 国当局及び我が国に届出を行っている外国監 査法人等に対して、適切な周知がなされるよ う必要な措置を講じることで、不要な業務負 損等が生じないよう配慮したいと考えてい ます。</p>
<p>各国の法規制や主権上の問題から、検査 プロセスにおいて、外国当局や外国監査法 人等による情報交換が制限される場合が ある。このような場合に、金融庁・審査会 が当該外国監査法人等に対して情報提出 を要求すると、当該外国監査法人等は、日</p>	<p>法律上の要請など各国における事情がある 場合は、個別国毎に検討の上、対応すること としたいと考えています。</p>

<p>本法か母国法のどちらかに違反する可能性が生じる。こうした法の抵触を回避することは重要であり、金融庁・審査会は、外国当局との「十分な協力」を考慮するに当たっては、上記のような問題を慎重に検討するべき。</p>	
<p>欧州では、監査調書へのアクセス等、一定のクロスボーダー協力については、当局間の正式な協力の取極めの締結及び相互主義の確保が必要ということを明らかにしており、これらの体制の構築は、金融庁・審査会のフレームワークが施行されるよりも、時間がかかるのではないか。</p>	<p>国内法上の要請など各国固有の事情がある場合は、個別国毎に検討の上、対応することとしたいと考えています。</p>
<p>各国の法規制上の問題により、金融庁・審査会からの要請に応じ、監査法人が直接書類の提出や情報の提供を行うことが妨げられる場合がある。</p>	<p>国内法上の要請など各国固有の事情がある場合は、個別国毎に検討の上、対応することとしたいと考えています。</p>
<p>「考え方（案）」2. によると、金融庁・審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができるとしている。また、3. において、外国監査法人等から直接情報の収集を行うことができる旨記載されている。当該外国監査法人等がこのような要請に応えることについて、外国当局の理解が得られない場合があることを十分に考慮すべき。また、法制度上の障害や相互主義の欠如によって、外国当局が、金融庁・審査会との協力を拒否するような場合も考えられる。</p>	
<p>共有される情報を保護するためには、厳格な守秘義務等が不可欠であるが、金融庁・審査会は検査に係る情報をどのように保護するのか、明確な手続きを策定して頂きたい。</p>	<p>金融庁・審査会の職員は、共有される情報について、国家公務員法に基づく守秘義務が課せられるほか、外国当局との情報交換の取極めに基づき、情報の目的外使用が制限されることになります。また、検査情報の管理については、検査に関する基本指針等に基づき、適切な内部手続きに則った対応を行ってまいります。</p>
<p>4. 検査の実施</p>	

外国当局への通知内容、検査における外国当局の役割について明確にしていただきたい。	審査会が行う検査と当該外国当局が行う検査を同時に実施できるよう調整を図るとしているところですが、具体的な内容については、各国当局とも十分協議する必要があると考えています。
外国当局との間で「検査を同時に実施するよう調整を図る」とあるが、共同検査は含まれるのか。	検査の実施については、どのような権限や手続のもとに行われるかなど不明確な点が多いので、現時点では確たることを申し上げることはできませんが、検査を受ける監査法人等の負担軽減に資するという観点も考慮しつつ、各国当局とも十分協議する必要があると考えています。
国によっては、法の抵触により共同検査を実施できない場合があることや、共同検査は、外国当局の検査プロセスが有効であるかどうかを決定する一つの方法にすぎないことを、審査会は認識すべきである。	
検査における検証対象は、日本の金融商品取引法の規定により提出される財務書類に係る個別監査業務を中心とし、内部組織や品質管理体制の検証を中心とはしないという理解でよいか。	個別監査業務に加え、監査事務所全体における品質管理体制も検証しますが、検査に当たっては、検査の効率化と被検査先の負担軽減に配慮したものとする考えています。
検証対象や検査権限の範囲について詳細に示していただきたい。	
外国当局の検査報告書について、非公開又は秘密情報が公開されることのないように取り扱うべきである。	報告収集及び検査において入手した非公開又は秘密情報については法令により厳しくその取扱いが制限されております。
すべての検査活動は、外国監査法人等の母国語で行うべきである。日本語の通訳・翻訳を必要とする場合は、金融庁・審査会が費用を負担して準備し、訳の責任を持つべきである。	検査は日本の法令に基づき実施されるものであり、報告収集と同様、原則として日本語によることがあります、検査を受ける外国監査法人の負担軽減や検査の効率化の観点から、例えば、業務の状況や品質管理体制の整備・運用状況の把握のための担当者へのインタビュー等を行う場合などについては英語によることも可能とするよう検討したいと考えています。
外国監査法人等が検査（共同検査を含む。）の実施に際して、法の抵触により十分に協力できない場合でも、その障害の克服のために誠実に努力するなら、金融庁・審査会は当該外国監査法人等に対して処分を行わないことを明示すべきである。	金融庁は、外国監査法人等に対して不利益処分をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、当該外国監査法人等に対し、予定される不利益処分の理由・内容・根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実、弁明書の提出先・提出期限を書面により

	<p>通知し、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならないことになっています（同法第13、14、30条）。</p> <p>弁明は、弁明書の提出によって行い、証拠書類等の提出が認められます（同法第29条）。金融庁の指示した内容が当該国の法令によつて禁止されている事項である場合など、弁明に合理性が認められる場合には、不利益処分を行わないことも考えられます。</p>
5. 検査結果の通知、フォローアップ	
検査結果通知の記載内容及び程度については、どの程度審査会が自ら検査を実施したのか、又は外国当局との相互承認に基づきどの程度検査権限を放棄したのか、を考慮すべきである。	<p>「3. 外国当局への依拠」にお示ししたように、外国当局への依拠の要件が満たされた場合については、審査会の検査は行われません。</p> <p>審査会が検査を実施した場合には、審査会の通知書という形でその内容を被検査先に通知します。</p>
「3. 外国当局への依拠」に記載された要件が満たされた場合を含め、すべての場合に検査結果通知が作成されるのか、又は外国当局から十分な情報を入手できない場合にのみ検査結果通知が作成されるのか不明である。どのような状況で検査結果通知が作成されるかを明確にすべきである。	
検査結果がどのように通知されるのかについて懸念がある。検査結果の通知の仕組みは様々であり、ある外国監査法人等に対する検査結果が、様々な当局等により相異なる形で通知されるならば、投資家や被監査会社の監査委員会が検査結果通知の実質的な内容を理解するための負担が増すと考えられる。	
外国監査法人等については英語を一般的な言語として受け入れるべきであり、検査結果通知は英語で行うべきである。	<p>審査会は、日本語を原本として検査結果を被検査先に通知し、英語による翻訳文を参考として添付する予定です。</p> <p>なお、通知書は検査の過程において、双方で意見交換され確認された事実に基づき作成されるものであることから、添付された英語による翻訳文でも何ら誤解を生じないものと考えます。</p>
検査結果通知の仮訳は、外国監査法人等がレビューし回答を提出するために十分なものであるべきと考える。	
外国監査法人等が金融庁・審査会（又は	審査会は外国監査法人等の検査結果通知書

<p>母国当局)の指示に従わない場合を除き、検査結果通知は公表されないと理解でよいか。</p>	<p>を非公開文書とし、公表しません。</p>
<p>検査結果通知は機密とし、検査を受けた外国監査法人等に対してのみ通知することが最も公益に資すると考える。</p>	
<p>どの独立監督機関においても、監査事務所の品質管理システムに対する批判や潜在的な不備については、監査事務所が合理的期間内に改善しない場合にのみ公表されている。</p>	
<p>公表される検査報告通知には、上場会社の個別監査業務に関する情報を含むべきではない。</p>	
<p>検査結果通知とそこに含まれる情報について、守秘義務や秘匿特権の保護など適切な保護を提供していただきたい。</p>	
<p>外国監査法人等が検査結果通知書案を受け取ってコメントする機会や、検査結果通知に対する外国監査法人等からの回答等を提出して、最終の検査結果通知に含める機会があるかどうか不明である。このような双方向の対話を指針に含めていただきたい。</p>	<p>個々の発見事項についてはその都度、検査結果についてはとりまとめの段階において、書面で問題点に関する事実関係、指摘内容などを被検査対象先に対し確認する手続を行うことを考えています。</p>
<p>検査実施後、合理的な期間内に検査結果通知を行っていただきたい。</p>	<p>国内検査では被検査対象先との意見相違等の確認と審査会での慎重な検証の手続を経た後に検査結果が通知されており、外国監査法人等の検査においても同様な手続を経ることになります。</p>
<p>検査結果が通知されるまでの期間を明確にすべきである。</p> <p>金融庁・審査会が外国当局に依拠した場合にも、改善計画の提出が要請されるのか。また、改善計画において何が求められ、どのようにフォローアップが行われるのか。</p>	<p>当該国当局が検査を行い、その結果をフォローアップしており、それらの情報が得られる場合には、原則として金融庁が外国監査法人等に改善計画を求めることがありません。</p> <p>そうした場合を除き、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とし、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（フォローアップ）を行うことを基本とします。ただし、当該国当局による当該外国監査法人等に対する報告徴収やフォローアッ</p>

	<p>が、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局による報告徴収やフォローアップを要請することとします。</p>
<p>金融庁・審査会は、改善計画の報告徴収を、検査先の外国監査法人等に品質管理制度に欠陥が発見された場合に限定するべき。</p> <p>改善計画の報告徴収が必要な場合には、当該外国監査法人等は、その結論に対して異議を申し立てる機会を与えられるべき。また、改善計画は、英語又は母国語での提出を認められるべき。</p>	<p>金融庁は、検査結果の指摘事項の内容を検討し、品質管理体制以外の個別監査業務にかかる指摘事項についても、必要と判断する場合には、改善計画の報告徴収を行います。</p> <p>金融庁は、外国監査法人等に対して不利益処分をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、当該外国監査法人等に対し、予定される不利益処分の理由・内容・根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実、弁明書の提出先・提出期限を書面により通知し、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならないことになっています（同法第13、14、30条）。</p> <p>弁明は、弁明書の提出によって行い、証拠書類等の提出が認められます（同法第29条）。</p> <p>金融庁の指示した内容が当該国の法令によって禁止されている事項である場合など、弁明に合理性が認められる場合には、不利益処分を行わないこともあります。</p> <p>改善計画の使用言語については、引き続き検討させて頂きます。</p>
<p>自国の監督制度が第一義的に重要であることを明確に示す観点から、外国当局により改善計画のフォローアップが行われうるとするアプローチを支持する。</p>	<p>我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとします。</p>
<p>検査対象について、個別監査業務は、金融商品取引法の規定により提出される財務書類に係るものに限定し、検査結果の通知を行うとされているが、たとえ外国当局と協力して行われたとしても、当該外国当局に検査対象から改善計画の報告徴収やフォローアップを行う法的権限は与えられていない場合がある。このような場合には報告徴収することを当該外国当局に対して要請することはないと理解ですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>「次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する」理由が不明。十分なレベルの同等性、協力及び相互主義があれば、更なる検査は不要であると考える。</p>	<p>検査を実施したときは、当局間で相互依拠がある場合であっても、検査実施先に対して前回検査が実施されているのであれば、当然に当該前回検査における指摘事項の改善状況も検証することとなることを記したものです。</p>
<p>6. 行政処分</p> <p>行政指導及び処分について、外国当局と緊密な連携を行うことは、同一の監査法人等への重複処分や、外国当局によるエンフォースメントに付随する複雑な法的問題を避けるために有効と考える。</p>	<p>金融庁・審査会は、①当該国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わず、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしています。</p>
<p>外国監査法人等が、合理的な理由に基づき適切な対処ができない場合、金融庁はその理由を考慮し、業務改善指示を発出すべきではない。</p> <p>このような場合には、業務改善指示に従わない旨及びその指示の内容を公表すべきではない。また、当該外国監査法人等が行う監査証明を無効とするべきではない。</p>	<p>金融庁は、外国監査法人等に対して不利益処分をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、当該外国監査法人等に対し、予定される不利益処分の理由・内容・根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実、弁明書の提出先・提出期限を書面により通知し、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならないことになっています（同法第13、14、30条）。</p> <p>弁明は、弁明書の提出によって行い、証拠書類等の提出が認められます（同法第29条）。</p> <p>金融庁の指示した内容が当該国の法令によって禁止されている事項である場合など、弁明に合理性が認められる場合には、不利益処分を行わないことも考えられます。</p>
<p>外国監査法人等に対する行政処分は、外国当局が行うのが最も適している。したがって、金融庁が直接外国監査法人等に対し指示を発出するのではなく、外国当局に対して改善措置を要請することも可能とする考え方賛成する。</p>	<p>我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能としています。</p>
<p>検査対象となる外国監査法人等は、自國での情報の秘匿性を失い、又は放棄させられるような形で、改善計画の提出を求められるべきではない。また、自国の法律上の</p>	<p>金融庁は、外国監査法人等に対して不利益処分をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、当該外国監査法人等に対し、予定される不利益処分の理由・内容・</p>

<p>障害がある場合には、それに違反してまで情報を提出させるべきではない。当該外国監査法人等の監査証明を、日本において無効と決定する金融庁のプロセスには、当該外国監査法人等への通知、聴聞の機会、不服申立ての権利を含むべきである。さらに、金融庁が監査証明を無効とした場合に発生する全ての潜在的な影響について、十分に考慮するべきである。発行体が上場廃止となれば、投資家は保有有価証券を売れなくなり、発行体は他国における上場にも影響を受け、当該外国監査法人等も訴訟リスクにさらされるかもしれない。</p>	<p>根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実、弁明書の提出先・提出期限を書面により通知し、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならないことになっています（同法第13、14、30条）。</p> <p>弁明は、弁明書の提出によって行い、証拠書類等の提出が認められます（同法第29条）。金融庁の指示した内容が当該国の法令によつて禁止されている事項である場合など、弁明に合理性が認められる場合には、不利益処分を行わないことも考えられます。</p>
<p>報告徴収において、金融庁が外国当局に外国監査法人に対し必要な措置を講ずることを要請することもできる、とされているが、国によっては、国内法上、日本法に従つて情報提供要求に従わない法人に対して必要な措置を行う、という法的権限はない場合がある。このような場合には報告徴収することを外国当局に対して要請することはないと理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>外国監査法人等の監査証明業務に相当する業務の運営が著しく不当と認められる場合、当該外国監査法人等に対して何らかの懲戒を行うようであるが、金融庁・審査会は、懲戒当局のアウトライン及び手続きを明確にすべき。これにより、外国監査法人等は権利・義務の理解を促進できる。例えば、どの部局が外国監査法人等の業務の運営が不当と決定するのか、金融庁が必要な指示を行う前に、さらなるインプットを提供する機会が与えられるのか、どのような制裁措置があるのか、不服申立ての権利があるか等が明らかでない。また、自国の法律上の問題から、外国監査法人等が金融庁・審査会の要請に応じられない場合、どのような結果になるのか明確にして頂きたい。特に、金融庁・審査会と情報共有しようと試みた外国監査法人等が、法的な</p>	<p>金融庁は、外国監査法人等に対して不利益処分をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、当該外国監査法人等に対し、予定される不利益処分の理由・内容・根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実、弁明書の提出先・提出期限を書面により通知し、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならないことになっています（同法第13、14、30条）。</p> <p>弁明は、弁明書の提出によって行い、証拠書類等の提出が認められます（同法第29条）。</p> <p>金融庁の指示した内容が当該国の法令によつて禁止されている事項である場合など、弁明に合理性が認められる場合には、不利益処分を行わないことも考えられます。</p>

障害に直面する場合、これがエンフォースメントの根拠にならないことを明確にするようなアプローチを採用して頂きたい。

(注)「1. 報告徴収」等の項目は、意見募集を行った「外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）」におけるもの。